

別添 1

(平成19年4月1日以後競争入札審査会案件適用)

入札公告例【事後審査方式・総合評価・電子入札 - 公告・説明書統合版】
(総合評価方式試行案件)

(本説明例については、原則的なことを例示しているので、実施については個々の案件により適宜、修正・追加・削除を行うこと。)

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第62条の規定により公告します。

平成 年 月 日

三重県知事

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成 年度第 号
建設工事

(2) 工事場所

市 町 番 号

(3) 工事概要

(4) 工期

契約締結日から 日間(契約締結日から平成 年 月 日まで)

(5) 使用する主要な資機材

m m² ‰ m t

(6) 予定価格

円(消費税及び地方消費税を含む)

(7) 総合評価方式試行工事

本工事は、入札時に施工計画や同種工事の実績等に基づく技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行工事です。

(8) 契約後VE方式工事【指定する場合】

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係るものを除きます。

(9) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可等の基本項目を入札前に審査し、工事実績等を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

2 電子入札に関する事項

(1) 本工事は競争参加申請書(添付資料を含みます。)の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書(工事費内訳書を含みます。)の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行などについて原則として電子入札システムで行う対象工事であり、電子入札システムによる参加申請ができない場合は、入札に参加できません。

(2) 電子入札による手続き開始後に、紙入札への途中変更はできません。このため、入札に参加できない場合は、辞退届を提出してください。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。

(4) 電子入札に係わる運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

3 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。【ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていれば足りる。】

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による 工事の建設業者【または特定建設業者】であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(審査基準日は平成 年10月1日から平成 年9月30日の間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可。)を受審し、 内に本店を有し、かつ、主たる営業所を有する三重県建設工事発注標準に定める 工事の ランクの者で、平成 年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限り、以下同じ。)として、国の機関(公社、公団、事業団などのその他政令で定める法人を含みます。以下同じ。)・県・市町村及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源・エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)の発注する本工事と同種工事(工事。以下同じ。)の施工実績を有する者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 本工事に、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者で次の基準を満たす者を【専任で】配置できること。
 - ア 三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者
 - イ 平成 年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は共同企業体の構成員として、本工事と同種工事の施工経験(『主任技術者又は監理技術者』若しくは『平成16年4月1日以降発注の公共工事において、主任技術者としての資格を有し、全工事期間中、工事に従事した現場代理人(コリンズ登録済者に限る)』としての経験。)を有すること。【求める場合】
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。ただし、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有すること。
 - エ 本工事の競争参加申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。
- (6) 工事の施工計画が適切である者であること。【施工計画審査型の場合】
- (7) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領による資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (8) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (10) 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (11) 建設業退職金共済制度に加入している者であること。
- (12) 別表でISO認証取得を条件にしている場合には JISQ9001:2000(ISO9001:2000)を次の条件で認証取得している者であること。
 - ア 認証されている事業活動が、工事内容に一致していること。
 - イ (財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証をしている認定機関に認定されている審査登録機関から認定されていること。
 - ウ 本工事を実際に施工する組織が、当該適用規格を認証取得していてもよいものとします。
- (13) 総合評価方式にかかるすべての評価項目について提案を行うこと。提案のない場合は入札に参加できません。なお、提案が認められずに標準型(設計図書に基づく仕様)での施工となった場合は入札に参加できるものとします。

4 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式の仕組み

本工事の総合評価方式は、標準点（設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態）に加算点（入札参加者の要件および提案内容に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = {(標準点 + 加算点) ÷ 入札価格} 別添資料1「総合評価方式の内容」参照

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は別紙「総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件および提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者で評価値 = {(標準点 + 加算点) ÷ 入札価格} の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案（設計図書に基づく仕様）を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。

(6) 落札者の提案内容(性能等)については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

(7) 受注者の責により提案内容の不履行が認められた場合には再度の施工を求めますが、再度の施工が困難な場合には、工事完成日の次年度の総合評価方式における評価点の減点を行います。

(8) 発注者が設定している標準案（設計図書に基づく仕様）の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めます。

(9) 技術資料の受領後の差し替え、追加は認めません。

(10) 次に該当する技術資料は不採用（0点）とします。

ア 提案内容が不明なもの

イ 著しく具体性を欠くもの

ウ 施工の確実性、安全性を欠くもの

5 入札手続等

(1) 設計図面並びに仕様書の配付等

ア 設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧に供します。

なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードしていただけます。

三重県入札情報サービスのホームページアドレス <http://www.cals.pref.mie.jp/>

(ア) 閲覧期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(イ) 閲覧場所 市 町 事務所 室 課

電話 - -

イ 設計図書等の複写を希望する者は、次のとおり配付します。

(ア) 申込方法 事務所 室 課に申請書提出時に書面にて申し込むものとします。

(イ) 配付時期 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(ウ) 配付場所 〒 - 市 町

(実費 円必要)

電話 - -

(2) 設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面（様式第7号）により提出するもの

とします。

なお、入札に関する質問は、書面でのみ受付け、電話・口頭など個別では受けません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(イ) 提出場所 〒 - 市 町

事務所 室 課

電話 - -

(ウ) 提出方法 書面は持参によるものとし、郵送及び電送によるものは受け付けません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(ウ) 閲覧場所 入札情報サービス及び、

〒 - 市 町

事務所 室 課

電話 - -

(3) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加申請書(以下「申請書」といいます。)及び技術資料届出書並びに技術資料を電子入札システムにより提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。ただし、発注者の承諾を得て紙入札により参加する場合は、提出先に書面を持参して下さい。

おって、期限までに申請書及び技術資料届出書並びに技術資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 電子入札システムによる受付

(ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

イ 持参の場合の受付

(ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(イ) 提出場所 〒 - 市 町

事務所 室 課

電話 - -

(ウ) 提出方法 郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けません。

(4) 添付書類の内容及び提出時期

競争参加資格確認の添付書類の内容及び提出時期は次のとおりとします。

なお、電子入札システムでの提出が困難な場合は、申請時に提出する添付資料については、申請書提出期限までに、入札時に提出する添付資料については、入札書提出期限までに書面で提出するものとします。

ア 参加申請時に提出する添付資料

(ア) 競争参加申請書〔様式第1-1号〕

(イ) 技術資料届出書

技術資料届出書(様式1)、技術資料(様式2~様式9)及び付随する添付資料等を書面で提出してください。

イ 入札書提出時に提出する添付資料

(ア) 同種工事の施工実績〔様式第2号〕【求める場合】

平成 年度以降(過去10年間)に、本工事と同種工事を完成し、かつ、引渡しが進んでいる工事を記載すること。

なお、記載した工事に係るコリンズカルテの写しを提出すること。

(イ) 配置予定の主任技術者等の資格・工事経験〔様式第3号〕【求める場合】

配置予定技術者等の資格、経歴、平成 年度以降(過去10年間)の同種の工事の経験を

記載すること。なお、複数の配置予定技術者を記載することができます。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行うこと。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合においては、資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行う場合があります。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付すること。(ただし、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を有する場合は監理技術者講習終了証の写しも併せて添付すること)。

また、配置予定技術者が本件の競争参加申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(監理技術者資格証の写し、又は事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写しなど)を添付すること。

(ウ) 施工計画〔様式第4号〕【施工計画審査型の場合】

工法の施工方法等技術的事項についての所見を記載すること。

(エ) 3の(12)に定める認証取得に関する資料【ISO認証取得が条件になっている場合】

a 当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し

b 本工事を担当する組織が、認証対象となっている組織に含まれることを示す書類

c 認証取得している事業活動が、本件工事の内容に一致していることを示す書類

なお、b及びcは、aの登録証の写しによってその内容が確認できる場合には、この限りではありません。

(5) 3の(10)に定める本工事の設計業務の受託者及び受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次の各号に該当する者とします。

ア 本工事の設計業務の受託者

設計株式会社

イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

(ア) アに掲げる受託者の発行済株式総数の50%を越える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を越える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(6) 競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

なお、くじになった場合にあつては、くじの当選者を落札候補者とします。

ア 事前条件審査項目

(4)アの競争参加申請書記載事項

イ 参加資格事後審査項目

(4)イの同種工事の施工実績、配置予定の主任技術者等の資格・工事経験及び施工計画

(7) 競争参加資格の確認結果は、次の日までに通知します。

ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果

平成 年 月 日()

イ 参加資格事後審査結果

平成 年 月 日()

(8) 競争参加資格確認申請にかかる注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は、本工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された添付書類は返却しません。

エ 入札時に提出する添付資料の差し替え、再提出は認めません。

また、提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

オ 申請書及び添付書類の提出に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

(ア) (4)のア、(5)、(6)及び(7)
事務所 室 課
電話 - -

(イ) (4)のイ
事務所 室 課
電話 - -

(9) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から下記の日までの午前
時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

・事前条件審査で競争参加資格がないと認められた者

平成 年 月 日()

・事後審査で競争参加資格がないと認められた者

平成 年 月 日()

イ 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -

ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面(様式は自由)は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(10) 技術資料のヒアリング

ア 提出された技術資料に対するヒアリングを行います。

ヒアリング開催日時及び場所等、詳細については別途通知します。

イ 技術資料について説明できる者が参加すること。

(11) 提案に関する採否の通知

提案に関する採否の通知については、競争入札参加資格事前条件確認通知と同時に書面により通知します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合には、標準案に基づく入札を行うものとします。

(12) 入札方法

入札に当たっては、以下に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送(書留郵便に限ります。)すること。

イ 入札執行回数は、1回を限度とします。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

(13) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成 年 月 日() 時 分

イ 紙による持参の場合

(ア) 入札日時 平成 年 月 日() 時 分から

(イ) 入札場所 〒 - 市 町

電話 - -

(ウ) その他 本工事に係る競争参加資格確認通知書(写しも可)を提示すること。

ウ 郵送の場合は、平成 年 月 日() 時 分までに下記に必着のこと。

〒 - 市 町
事務所 室 課

電話 - -

エ 入札書の撤回、差し替え、再提出は認めません。

(14) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 平成 年 月 日() 時 分

イ 開札場所 (11)のイの(イ)に同じです。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県建設工事執行規則(以下「執行規則」といいます。)第7条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、三重県会計規則(以下「会計規則」といいます。)第75条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、会計規則第75条第4項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証委託契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

(ア) 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。

(イ) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等が一般競争(指名競争)入札参加資格の再調査による認定を受けているとき(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る)。

(ウ) 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第71条の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合があります。

(ア) 工事費内訳書を提出しないもの

(イ) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

(ウ) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

[注] 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

(エ) 記載すべき項目が欠けているもの

(オ) その他不備があるもの

イ 工事費内訳書の様式は、様式第5号の別紙によります。記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ウ 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の提出については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

エ 工事費内訳書の差し替え、再提出は認めません。

(3) 納税確認

下記のア、イによる納税確認書等(発行日から起算して6ヶ月以内のものに限る。)の提示がないと、当該入札等には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

・すべての県税[納税確認書] = 所管県税事務所発行[無料]

・消費税及び地方消費税[納税証明書その3未納税額のないこと用] = 所管税務署発行[有料]

イ 県外に本店を有する事業者

- ・すべての県税 [納税確認書] = 所管県税事務所発行 [無料] 県内に営業所等を有する場合のみ
- ・消費税及び地方消費税 [納税証明書その3未納税額のないこと用]
= 所管税務署発行 [有料] 本社分について

なお、電子入札により参加する場合は、落札者となった場合にのみ、契約時に入札等の実施日又は契約の締結日の前6ヶ月以内に発行された上記納税確認(証明)書(写し可)を提示又は提出していただきます。この提示等がなされたときは、入札等参加時において入札等の参加資格があったものとみなします。この提示等がなされないとき、又は、入札等参加時に県税と消費税及び地方消費税に未納があったことが確実な場合は、入札等参加時において入札等の参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とします。

(4) 開札

紙入札方式による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。

電子入札による参加者で希望するものは開札に立ち会うことができます。

また、紙入札による参加者は紙の入札書を、入札保証金の納付が必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立ち会うものとします。

なお、紙入札の参加者および入札保証金の納付が必要な参加者がいない場合で、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から開札日(落札者の決定)までの間に、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けている者及び3の各号に掲げる資格のないものは、競争に参加する資格のない者に該当します。

(6) 落札者の決定

ア 4(3)及び(4)の評価方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがあります。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表するとともに、電子入札システムにより電子入札参加者に通知します。

エ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格を下回った入札が行われた場合にあっては、落札決定を保留し、落札者は後日、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後決定するものとします。

なお、調査基準価格を下回った調査対象者全てに対し、入札後速やかに「三重県低入札価格調査マニュアル」に基づく調査資料の提出を求めます。

オ 三重県建設工事等の談合情報対応マニュアル第1の1の(エ)に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(7) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、契約時に10分の1の額を、その後出来高に応じ分割払いするものとします。

ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合。

なお、イに該当する場合にあっては、請負契約書第40条の債務負担行為に係る契約の前金

払いの特例が、当該会社更生法、民事再生法の適用申請を行った、又は適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払い金を支払う限度額は翌会計契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、当該会計年度の出来高予定金額を越えたときに10分の1の額を、その後の出来高に応じ分割払いするものとします。

(8) 専任技術者の追加配置

三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の専任技術者のほかに主任技術者もしくは監理技術者としての資格を有する専任の技術者1名を担当技術者として追加し工事現場に配置しなければなりません。

(9) 落札の失効

落札者が決定された日から30日以内に契約書(【議会案件の場合】仮契約書)を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(10) 議会議決案件【議会案件の場合】

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三重県条例第9号)に基づく三重県議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格(指名)停止を受けた場合、仮契約を解除することがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は仮契約もしくは本契約の締結を保留します。

ア 資格(指名)停止措置基準の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(10) 契約の締結【議会案件でない場合】

落札決定後、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格(指名)停止を受けた場合、契約を締結しないことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留または本契約の締結を保留します。

ア 資格(指名)停止措置基準の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(11) 契約後VE方式工事【指定する場合】

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(12) 支払条件

ア 前払いの割合

契約金額の10分の4以内とします。ただし、三重県低入札価格調査実施要領第3条で定め

る調査基準価格に満たない額での契約の場合には、10分の1以内とします。

なお、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払いについては、契約時に10分の1の額を、その後出来高に応じ分割払いするものとします。

イ 部分払いの割合及び回数

部分払いの割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合には、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額1億円に1億円を増すごとに、1回を加えた回数以内

(13) 変更契約

契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(14) 工事实態調査

三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額での契約の場合には、工事实態調査を実施する場合がありますので協力をお願いします。

(15) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合の応募制限

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者として競争参加申請ができる三重県発注の工事案件数は3件までとします。

(16) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。

(17) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

また、本案件は総合評価方式の試行であることから技術資料の作成・ヒアリングのご協力をお願いします。

なお、落札決定後、参加資格の確認その他の手続に関する苦情については受け付けません。

(18) 火災保険付保険の要否

要

(19) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(20) 契約書作成の要否

要

(21) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。

無

(22) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により、資格(指名)停止を行います。

(23) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

(24) 本公告に関する問い合わせ先

〒 - - 市 町

事務所 室 課

電話 - -

追加記載

WTO案件の場合

【公告の最初の部分】

次のとおり、一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により、公告します。

【競争参加資格等に関する注意事項】

WTO案件の場合には、地域要件、ランク、ISO認証取得について条件としない。

また、入札手段については、書面及び郵送による入札を排除しないこと。

「政府調達に関する協定」には「入札は、原則として書面により直接に又は郵送で行なう」ことと規定されていることから「電子入札案件」の指定はできない。よって、「2 電子入札に関する事項」については次のとおり記載する。また、資料の提出方法も電子入札システムにより提出することが記載されている部分は書面又は郵送を追加修正すること。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は、原則として書面で行ないますが、電子入札システム利用登録者は、電子入札システムを利用できます。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。
- (3) 電子入札に係わる運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

【追加する項目】

- (23) 本件調達手続において、政府調達協定にかかる苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行なうことがあります。

【英文で記載する項目】

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract : { 工事名 }
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : { 入札に参加するための申請書及び資料並びに提出期限 }
- (3) The date and time for the submission of tenders : { 入札執行日時 }
(tenders submitted by mail : { 郵便による入札の場合の提出期限 }
- (4) Contact point where tender documents are available : { 照会先 }

資料作成説明会を実施する場合

- () 資料作成説明会
 - ア 日 時 平成 年 月 日() 時 分から 時 分まで
 - イ 場 所 市 町
三重県 会議室
 - ウ 申込方法 資料作成説明会に参加を希望する者は、書面(様式は自由)を申込先へ持参し、又は郵送することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けません。
 - エ 申込期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 - オ 申込先 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -

資料のヒアリングを実施する場合

- (3) 競争参加資格の確認
 - 入札参加希望者は、.....
 - ア 電子入札システムによる受付
:
 - イ 持参の場合の受付
:
 - ウ 申請書及び添付書類のヒアリング
 - (ア) ヒアリング期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで
 - (イ) ヒアリング場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -
 - (ウ) ヒアリング日時 出席者は、資料の内容を説明できる者とします。

現場説明会を実施する場合

- () 現場説明会
 - 競争参加資格を確認された者に対し、設計図書等の説明を次のとおり行います。
 - ア 開催日時 平成 年 月 日() 時から
 - イ 開催場所 〒 - 市 町
電話 - -
 - ウ その他 4の(7)による競争参加資格確認通知書(写しも可)及び設計図書等を保有している者は持参すること。